

臨時休業する場合について

次のア～オの場合には、児童生徒の安全を第一に考え、臨時休業または下校時刻を変更します。

ア、 特別警報

午前7：00現在、大阪市または守口市に「特別警報」が発令されている場合

*登校後に発令された場合、下校時刻を変更することもあります。

イ、 暴風警報

午前7：00現在、大阪市または守口市に「暴風警報」が発令されている場合

*午前7：00現在、暴風警報が発令されていなくても、その後短時間のうちに暴風警報が発令されると予想される場合、臨時休業することもあります。また、登校後に発令された場合、下校時刻を変更することもあります。

ウ、 地震発生時

「大阪市または守口市に震度5弱以上の地震が発生」した場合

(登校前・在宅時) 臨時休業とします。通学バスに乗車済みの児童生徒は登校後、保護者と帰宅とします。

(在校時) 下校の安全が確保できるまで原則として児童生徒は学校待機とし、状況をみて保護者の皆さまにお迎えをお願いします。

(下校時) 光陽支援学校ホームページ及び光陽支援安心メールで対応をお知らせします。

【備考】「大阪市または守口市で震度4以下の地震が発生」した場合

原則として学校は休業ではありません。ただし、被害状況により、安全確保のため臨時休業になる場合もあります。

エ、 降雪など天災で臨時休業をすることがあります。

・臨時休業する場合は、「光陽支援安心メール」を活用して連絡しますが、メールの不具合等で連絡が行き届かない場合もあり得ます。以下の点にご留意いただき、ご理解・ご協力をお願いします。

*お子さまの安全が最優先です。次の場合には決して無理なさらず、登校を見合わせてください。

- ・ご家庭近辺で災害が発生しているとき。
- ・学校、通学路の混乱が明らかなき。
- ・その他、保護者が危険と判断されるとき。

*急を要する連絡となりますので、保護者の方々のご協力をお願いします。

*万一、ご自宅から避難されるような場合は、落ち着かれた後、避難場所を学校にもご連絡ください。

*放課後等デイサービスへの連絡は保護者様でお願いします。